

第 393 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 12 月 2 日 10 時 30 分～12 時 00 分
2. 開催場所 対馬振興局別館 4 階 第 2 会議室
3. 通知年月日 令和 6 年 11 月 20 日
4. 告示年月日 令和 6 年 11 月 20 日
5. 出席者
 (委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、船津 博也、
 部原 政夫、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
 (事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、阪口係長
 (県) 対馬振興局水産課 石井主事、濱口技師
6. 欠席者 二宮 昌彦、阿比留 和秀
7. 傍聴者 なし
8. 議 題
 第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
 第 2 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
 第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定につ
 いて (諮問)
 第 4 号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について (諮問)
9. その他
10. 議 事

(10 時 30 分 開始)

事務局 ただ今より、第 393 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始め
 に、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、阿比留委員、二宮委員から欠席の連絡があっておりますが、定員
 10 名中、8 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えてお
 りますので、漁業法第 1 4 5 条の規定によりこの委員会が成立しております
 ことを、ご報告いたします。
 本日は、第 2 号議案、第 3 号議案を説明するため対馬振興局水産課から担
 当者が出席しておりますので、紹介いたします。
 対馬振興局水産課 石井主事でございます。
 同じく、対馬振興局水産課 濱口技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。
 本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。
 「神田委員」と「植木委員」をお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、
 第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
 第 2 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)

第 3 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第 4 号議案 長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
その他

となっております。

それでは、第 1 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。
まず、資料 P. 3 をご覧ください。
（諮問文朗読）
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。
（局水産課より概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第 1 号議案
「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

続きまして、第 2 号議案 「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。
まず、資料 P. 11 をご覧ください。
（諮問文朗読）
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。
（局水産課より概要説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員 資料に令和 4 年末 18,299 隻、令和 5 年末 17,813 隻とあるが、これは減ったということか。

事務局	はい。
水主川委員	わかりました。この船の隻数は何トン以上をカウントしたものか。するめ いかの船のカウントは5トン以上30トン未満でカウントするが。
事務局	県の漁船登録数です。
植木委員	漁獲報告は県にするものか。一年に一回報告するのか、月一回の報告か。
事務局	他のTAC魚種と同じく、月一回の報告です。
植木委員	わかりました。できるだけ漁協職員の負担にならないような良い方法を考 えてください。
事務局	漁獲システムに連動した漁獲報告については本格運用できるよう努力して おりますので、よろしくお願いします。
船津委員	あじ・さば・さんまのTACと、実際の水揚量はどのような状況か。
事務局	まいわし・まさばについては局所的に漁獲量が吊り上がっているところも ある。そういった場合、適宜、水産庁の留保分、他県からの融通を行いなが らTACを超えないよう運用していきます。
事務局次長	水産研究・教育機構の中で、水揚げ情報や市場情報を元に資源評価を行い、 漁獲可能量を定めることになる。過去の実績をデータとして行うため、年 によっては水揚げが多い年、少ない年と浮き沈みが出てくることがある。 そういった中で、各都道府県等が割り当てられた漁獲可能量を守れるよう、 漁獲枠を融通しあいながら管理をしております。
会 長	他にご意見等ございませんか。
会 長	ご意見等ないようですので、第2号議案 「長崎県資源管理方針の変更に ついて（諮問）」については、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申 することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第2号議案については、原案どおり変更して差 し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第3号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可 能量の設定について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 70 をご覧ください。 （諮問文朗読） なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。 （局水産課より概要説明）
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	大臣許可や中型まき網はあるが、定置網漁業について漁獲可能量は設定されているのか。
事務局	定置網漁業だけでは、設定されておりませんが、「その他漁業」として目安数量の中で管理されています。目安数量については、採捕停止にならないような管理をしております。
事務局次長	それらの漁業については現行水準として管理がなされています。そのため漁獲を管理していく上で、水揚げされたものについて報告することは漁業者の責務です。数量明示がされている中型まき網漁業については報告がされますし、その他の定置網や刺し網、釣り等の漁獲報告は漁協からの月一回の報告でなされています。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案については、原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。 続きまして、第 4 号議案 「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 90 をご覧ください。 （諮問文朗読）
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 ご意見等ないようですので、第 4 号議案 「長崎県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」は、原案どおり改正して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第４号議案については、改正して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。 続きまして、「その他」といたします。 その他（１）「令和６管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、対馬振興局水産課より説明をいたします (対馬振興局水産課 概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	(質疑なし)
会 長	続きまして、その他（２）「令和６管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、引き続き、対馬振興局水産課より説明をいたします (対馬振興局水産課 概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	長崎県の中型まき網は長崎県に割り当てられた漁獲可能量のみならず、他県から融通を受け操業をしているが、長崎県は資源管理をしているのかと思うがいかがか。
事務局	中型まき網の当初配分の漁獲可能量は過去３年の実績を元に配分されたものです。そのため、その年の漁獲量の浮沈により不足することもあるが、他県からの融通を行うなどし、設定された漁獲可能量を超えないよう管理がなされており、資源管理は徹底されていると認識している。
植木委員	各県で当初割り当てられた漁獲可能量を上限にしないと、TAC をしている意味がないと考える。どこかが漁獲可能量を超えた魚を獲ると、どこかの魚の漁獲可能量が減ることになる。水産庁、水産研究・教育機構は数字を出して、説明をするが、私は納得がいていない。
事務局	国に割り当てられた漁獲可能量を超えない範囲で融通をしているので、資源管理はなされている。
植木委員	国の漁獲可能量を超えないように資源管理をしているということは理解している。しかし、沿岸では魚が減っていると言われているではないですか。

	減っているのであれば、それに合わせて、漁獲可能量も減らしていくべきではないか。
事務局次長	それが資源評価・管理の難しさの一面であると認識しています。今回の対馬暖流系群で管理がなされています。これは単県管理ではなく、鹿児島県から島根県など日本海沿岸海域で、複数県をまたがる資源評価をしています。一方、太平洋側を通る系群もあり、それぞれ複数県をまたがる資源評価がなされています。そういった中、魚群はご存じのとおり、その年々で回遊する場所が変化していきます。 漁業法が改正された中で、漁獲可能量は絶対に守らなければいけないという前提はありますけれども、他県等との漁獲可能量の融通が可能となっている。長崎県が留保枠を持っているということは他県が、漁獲可能量を超えそうな時には融通するという、お互いが融通しあえる体制になっている。このような体制は漁業の難しさと関係業界との間で、何とかしようと合意形成に努めてきた賜物かと考えている。
植木委員	県北の中型まき網が対馬近海によく来るものだから、どうしても気になってしまう。
神田委員	くろまぐろについては国際的な問題で、漁獲制限、操業禁止は当然出てくる。しかし、まあじ、まさばについては95%を超えると「漁獲の完了をしてください」と連絡が来るが、事務局次長の説明のとおり、他県と融通をしあうので、漁獲の禁止には中々ならないというのが実態ですね。
事務局次長	円滑に漁業が行われるためにも、操業禁止にならないように努力をするという責務が県にはあります。そのため、漁獲枠を超えそうなときには、国の留保枠、他県からの融通を検討します。8割、9割に達したときは長崎県まき網漁業協同組合を経由して、獲り控えや漁場移動の依頼をすることとなります。実際に過去まいわしで、長崎県の目安数量を超え、全国枠にも影響が出てくる恐れがあったことから、獲り控えを依頼したことがある。まずは長崎県の枠の管理を前提とし、その後様々な国留保枠や関係漁業、他県からの融通を考えながら対応しているということが実態です。
植木委員	追加配分が無かったら、県北まき網漁業とのトラブルも減ると思っている。自分是对馬にいるから余計、矛盾していると考えてしまう。
会 長	委員の皆様、県から何かございませんか。
事務局次長	第2号議案の水主川委員からの質問の回答について補足します。長崎県漁業調整規則 第4条で小型いか釣り漁業については「小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力船を使用して、つりによりいかをとることを目的とする漁業」とあり、小型いか釣りで利用する漁船の総トン数は30トンまでの制限があります。また、大臣許可は30トン以上になります。直近の令和4年末の長崎県の漁船隻数は全体で18,299隻、内訳は5トン未満16,087隻、5トン～19トン1,979隻、20トン～99トン33隻、100トン以上64隻です。

会 長

それでは、以上をもちまして、第 393 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

(12 時 00 分 終了)